

第58回北海ソーラン祭り出店取扱要領

1. 目的	北海ソーラン祭り実行委員会の主催行事として、本町の特産品等を用いた出店を行い、町民等に対し飲食等の提供を行い、祭りを存分に楽しんでもらうことで、本町の食及びその歴史に関する造詣を深めることを目的とする。		
2. 開催期日	令和8年8月9日(日)16:00~20:00		
3. 行事日程	13:00~16:00 出店準備 16:00~20:00 営業開始 20:00 終了予定		
4. 開催場所	余市港(余市郡漁業協同組合横 特設会場)		
5. 募集出店数	約8テント分	【テントサイズ】・1テント=2間×3間≒3.6m×5.4m ・半テント=2間×1.5間≒3.6m×2.7m	
6. 出店資格	出店資格は、次の条件の全てを満たす者とする ①本出店取扱要領及び実行委員会の指示に従うことを約束できること ②余市町の特産品を使用した品目(料理)を1品以上提供すること ③申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと		
7. 抽選	出店者多数の場合は、抽選となる場合がある。 ※以下の要件に当てはまる出店者は優先的に配置した後、抽選を行う。 ① 余市町内に居住、又は店舗等を営業している ② 余市観光協会又は余市商工会議所に入会している ③ 余市町の特産品を使用した品目として、北海ソーラン祭りの由来である『ニシン』を使用している		
8. 出店料	区分	①町内事業者 (余市町内に居住、又は店舗等を営業している)	②町外事業者
	・1テント/1日 ・キッチンカー/1日	10,000円	20,000円
	・半テント/1日	5,000円	10,000円
9. 申込方法	出店申込書を事務局(余市観光協会)まで提出すること。(7月7日(火) 締切厳守)		
10. その他	① 本出店取扱要領の目的に逸脱する秩序を乱し、住民、観光客等に迷惑を及ぼすおそれのある出店者については、北海ソーラン祭り実行委員会の判断において、出店を見合わせる事ができる。 ② 出店品目中、食品を扱う場合は各出店者において保健所へ営業許可書及び食品販売業登録書等を提出すること。 ③ 後日、出店者を対象に、出店者説明会を行うので、参加団体は、必ず1名以上参加すること。また、出店希望状況により説明会の前段で抽選を実施する可能性がある。		

11. 水道等の取扱い	<p>本会場は常設水道の利用が困難であるため、衛生管理確保の観点から、以下のとおり水の使用に関するルールを定める。</p> <p>(1)共用手洗い設備 実行委員会において、給水タンクを使用した共用手洗い設備を設置する。 出店者は、必ず石鹸を使用した手洗いを適宜行うこと。</p> <p>(2)各出店者の水の確保 各出店者は、調理・器具洗浄等に使用する水について、十分な量を各自で持参すること(目安:20ℓ以上)。なお、持参する水は飲用適の水とすること。</p> <p>(3)排水の処理 調理及び洗浄等により発生した排水は、各出店者が責任をもって回収し、持ち帰ること。 会場内への排水の投棄(地面・側溝・海への流出)は一切禁止する。</p> <p>(4)食品の提供方法 水使用量削減及び衛生確保のため、出店者は以下の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> • 生もの(刺身・生野菜等)の提供は禁止する • 現地での大規模な仕込みは行わない(事前準備を基本とする) • 加熱提供を原則とする(焼き物・揚げ物等) • 食器は使い捨て容器を使用すること </p> <p>(5)違反時の措置 上記に違反し、衛生上問題があると実行委員会が判断した場合は、営業の中止又は出店の取り消しを行うことがある。</p>
12. ごみ及び廃棄物の処理	<p>① 出店に伴い発生したごみは、各出店者が責任をもって持ち帰ることを原則とする。</p> <p>② 食品残渣、容器包装、ダンボール、発泡スチロール等については、適切に分別のうえ処理すること。</p> <p>③ 油類及び液体廃棄物の会場内への投棄は一切禁止する。</p> <p>④ 会場内に設置するごみ箱の使用については、実行委員会の指示に従うこと。</p>
13. 火気及び安全管理	<p>① 火気を使用する出店者は、必ず消火器(業務用又は同等品)を各店舗に備え付けること。</p> <p>② ガスコンロ、発電機等を使用する場合は、転倒防止措置を講じ、安全に管理すること。</p> <p>③ 強風時にはテント、備品等が飛散しないよう十分な固定を行うこと。</p> <p>④ 事故・火災等が発生した場合は、直ちに実行委員会へ報告し、指示に従うこと。</p>
14. 電源の使用	<p>① 会場内での電源使用については、原則として実行委員会が用意した発電機を使用すること。</p> <p>② 発電機を使用する場合は、騒音及び排気に配慮し、周囲の迷惑とならないよう設置すること。</p> <p>③ 燃料の管理については、漏洩・火災防止の観点から適切に行うこと。</p>
15. 搬入搬出及び車両管理	<p>① 搬入搬出は、実行委員会が定める時間内に行うこと。</p> <p>② 会場内への車両の乗り入れは、原則として搬入搬出時のみとする。</p> <p>③ 搬入後は速やかに車両を所定の駐車場所へ移動すること。</p> <p>④ 会場内における事故防止のため、周囲の安全確認を徹底すること。</p>
16. 衛生管理の補足	<p>① 食材は適切な温度で保管し、必要に応じてクーラーボックス等を使用すること。</p> <p>② 調理及び提供時には手袋を着用するなど衛生管理に十分留意すること。</p> <p>③ 体調不良者の従事は禁止する。</p>